

食安監発 1029 第 1 号

平成 25 年 10 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

食品の運搬に係る適正な温度管理について

標記については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条第 2 項に基づき都道府県、指定都市及び中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として通知している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号別添。最終改正；平成 25 年 10 月 22 日食安発 1022 第 5 号。以下「指針」という。）の第 5 運搬に示しているところです。

今般、一部の報道において、運送事業者において適切な温度管理が行われていない事案があるとされており、詳細については当該事業者の本社の所在地を管轄する自治体において確認しているところです。

については、食中毒予防の観点から、冷凍又は冷蔵された食品の運送事業を行う者に対して、適切な温度管理の指導をお願いするとともに、製造者などが食品の運搬を委託する際には、運送事業者との契約等により適切な温度管理の実施を確保するよう、引き続き指導方お願いします。